

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月30日
【会社名】	株式会社アルメディオ
【英訳名】	ALMEDIO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 靖
【本店の所在の場所】	東京都東村山市栄町二丁目32番地13
【電話番号】	042(397)1780
【事務連絡者氏名】	取締役 井野 博之
【最寄りの連絡場所】	東京都東村山市栄町二丁目32番地13
【電話番号】	042(397)1780
【事務連絡者氏名】	取締役 井野 博之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注) 会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額は上記のとおり0円です。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 524,659,300円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成26年4月30日現在の当社発行済株式総数(同日において当社が保有する当社普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額であります。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

##### （1）【募集の条件】

発行数	4,769,630個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません
申込単位	該当事項はありません
申込期間	該当事項はありません
申込証拠金	該当事項はありません
申込取扱場所	該当事項はありません
払込期日	該当事項はありません
割当日	平成26年5月14日
払込取扱場所	該当事項はありません

##### （注）1．取締役会決議日

株式会社アルメディオ第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成26年4月30日（水）開催の取締役会決議によるものであります。

##### 2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、下記注3．に定める株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」といいます。）。

##### 3．株主確定日

平成26年5月13日（火）

##### 4．割当比率

各株主の有する当社普通株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。

##### 5．本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日とします。以下同様とします。）

平成26年5月14日（水）

##### 6．発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式（以下「自己株式」といいます。）の数を控除した数とします。上記発行数は、平成26年4月30日現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

##### 7．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

##### 8．申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、上記注5．に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに関連する上記事項については、該当事項はありません。

## 9. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、また、その予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関（機構加入者）をいいます。以下同様。）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	4,769,630株 上記本新株予約権の目的となる株式の総数は、平成26年4月30日現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株とします。）。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり110円とします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	524,659,300円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年4月30日現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み額であります。本新株予約権の行使状況により、変動いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、110円とします。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使期間	平成26年6月19日（木）から平成26年7月11日（金）までとします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

	<p>4. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。</p> <p>直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の取得事由は定められておりません。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しません（会社法第236条第1項第6号に掲げる事項に該当しません。）。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含み、以下「社債等振替法」といいます。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」といいます。）に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が同第3項記載の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

3. 本新株予約権の行使請求の方法及び期限

本新株予約権の行使期間は、平成26年6月19日（木）から平成26年7月11日（金）までとなりますが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成26年7月11日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

株式会社証券保管振替機構が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領においては、口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次が行われることが想定されています（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成26年7月10日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関（間接口座管理機関）が行使請求を受付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

当社株主が割り当てられた本新株予約権の一部又は全部につき行使期間内に上記の行使請求手続を行うことができない場合には、当該本新株予約権は消滅するため、当該株主は本新株予約権の無償割当てによる普通株式の希薄化の影響を本新株予約権の行使又は売却により軽減できないこととなります。

4. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

5. 本新株予約権の売買等

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所において、同取引所が本有価証券届出書提出日以降に公表する期間、上場される予定であります。上場日は本新株予約権無償割当ての効力発生日(平成26年5月14日(水))となることが予定されておりますが、変更されることがあります。本新株予約権は、本新株予約権が同取引所に上場されている間、同取引所において売買を行うことができます。なお、法令諸規則に従い、同取引所外において売買されることを妨げません。社債等振替法の適用により、本新株予約権の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

6. 税務上の取扱い

各株主及び各本新株予約権者の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、各株主及び各本新株予約権者自身の責任において、自らの税理士等の専門家及び証券会社に確認する必要があります。

7. 当社株主の権利

会社法第192条の定めにより、当社普通株式を保有する株主については、引き続き当社に対して、その単元未満株式の買取りを請求することができます。なお、株主確定日である平成26年5月13日(火)から起算して4営業日前までに当社普通株式を市場で売却することで、当社の新株予約権の割当てを受けないことも可能であります。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

また、本新株予約権の行使期間中に行使されなかった本新株予約権(以下「未行使本新株予約権」といいます。)については、行使期間の満了時において消滅し、当社又は金融商品取引業者による未行使本新株予約権全部の取得及び行使は行われません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

本件による資金調達額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年4月30日現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。本新株予約権を割り当てられた既存株主様又は市場等を通じて本新株予約権を取得した投資家様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合（以下「行使比率」といいます。）が100%（本新株予約権の総数4,769,630個が全て行使された場合）と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
524,659,300	32,000,000	492,659,300

- (注) 1. 発行諸費用は、フィナンシャル・アドバイザー（三田証券株式会社）への業務委託報酬16,500,000円、その他諸費用（弁護士報酬、株式事務代行費用、各口座管理機関への事務手数料、登記費用等）15,500,000円からなります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

### (2)【手取金の使途】

本新株予約権の総数4,769,630個のうち、4,292,667個が行使され、行使比率が90.0%となったと仮定した場合において、払込金額の総額が約472百万円、発行諸費用の概算額が約30百万円、差引手取概算額が約442百万円となった場合における手取金の使途等について記載しております。なお、最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な使途	支出予定金額	支出予定時期
アーカイブ事業投資資金	442百万円	平成26年7月～平成29年3月
運転資金	(315百万円)	
a) 固定費	(149百万円)	平成26年7月～平成29年3月
b) 材料費	(62百万円)	平成26年7月～平成27年3月
c) 運転資本	(24百万円)	平成26年7月～平成27年3月
d) 設備投資	(80百万円)	平成27年4月～平成28年3月
M & A 資金	(127百万円)	平成26年7月～平成29年3月
合計	442百万円	

- (注) 1. 行使比率が90.0%に達しない場合には、A. 固定費、B. 材料費、C. 運転資本、D. 設備投資、E. M & A 資金の順に優先的に充当してまいります。なお、当該行使比率に満たない資金については、銀行借入れにより調達した資金や自己資金の一部を充当する予定です。
2. 行使比率が90%を超過した場合には、当該超過分に相当する調達金額の全てについて上記のM & A 資金に充当する予定です。
3. 固定費は、人件費、賃借料、外部委託費、広告宣伝費等に係る費用です。具体的には、平成26年7月から平成29年3月までの間、固定的に発生する人件費91百万円、賃借料24百万円、外部委託費15百万円、広告宣伝費7百万円、その他12百万円です。
4. 材料費は、長期保存用光ディスク及び専用ドライブ等のアーカイブ製品の仕入れ等に係る費用です。具体的には、平成27年3月期の材料費である光ディスクドライブ43百万円及び光ディスク等19百万円です。
5. 運転資本は、売上債権及び棚卸資産の増加に伴う運転資金の補填です。具体的には、平成27年3月期の運転資本である売上債権9百万円及び棚卸資産15百万円の増加に伴う運転資金の補填を予定しております。
6. 設備投資は、アーカイブセンター内におけるアーカイブ業務の設備（マイクロフィルム設備やデータ閲覧システム）の導入費用です。具体的には、平成28年3月期において、マイクロフィルム設備40百万円、データ閲覧システム40百万円の設備投資を予定しています。
7. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしております。

当社は、平成26年4月30日付で公表いたしました「再成長計画（ReGrowth 2014）の実施について」にてお知らせいたしましたとおり、平成25年5月15日付で公表しました「経営再建計画（ALM2013）」を事業環境の変化を踏まえた数値計画の見直しを図るとともに、事業の集中と選択を図ることで、平成27年3月期（第35期）の黒字化実現と当社の再成長に向けた平成27年3月期（第35期）から平成29年3月期（第37期）にかけての中期経営計画（以下「再成長計画（ReGrowth 2014）」といいます。）を策定しております。再成長計画（ReGrowth 2014）では、当社がこれまで培ってきた光ディスクに係る技術ノウハウを最大限に活かすことで、アーカイブ事業を次の成長の柱に育てていく計画であります。現在、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（所在地：東京都千代田区岩本町二丁目1番3号、代表者：理事長 高橋通彦、以下「J I I M A」といいます。）によるアーカイブ関連のJ I S規格の設定作業が進行中であり、当該規格の設定後はアーカイブに関連する大きなビジネスチャンスが創生される可能性があることから、当社は、アーカイブ事業について今後需要の高まりが期待できるものと見込んでおります。

アーカイブ（デジタルアーカイブ）とは、公文書、法定保存文書、契約書、技術文書等の重要な情報をデジタル化し、長期に亘って保存及び利用するための仕組みであり、デジタル化された情報を記録する媒体には、ハードディスク、フラッシュメモリ、マイクロフィルム等様々ありますが、長期保存には媒体の寿命やコスト面で光ディスク（CD、DVD、Blu-ray Disc）が適しているとされています。当社のアーカイブ事業は、当該長期保存用光ディスク及び専用ドライブ等を主に販売する「アーカイブ製品の販売」、情報のデジタル化やデータ保存、保管に至るまでの一連の業務を支援する「アーカイブソリューションサービス」を行います。

当社は、当該アーカイブ事業を再成長の柱と位置付けており、平成26年4月1日付で公表したプレスリリース「組織変更及び役員の異動並びに人事異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、今後の当該アーカイブ事業の展開を加速するため、平成26年4月1日に「アーカイブ事業部」を新設し、「アーカイブ営業部」及び「アーカイブ技術部」をもって編成することといたしました。本日現在の人員数は、アーカイブ営業部が3名、アーカイブ技術部が1名となっております。なお、アーカイブ事業部の現在の主要な販売先の業種は、官公庁、博物館、建設業、映像業、音楽業、医療機関等であり、その中でも、今後は設計図データが多量にある建設業界や情報量が莫大な映像業界（制作会社等）への営業を強化していくことを検討しております。

また、直近3期のセグメント業績（売上高及び限界利益）は、以下のとおりです。

	平成24年3月期（実績）	平成25年3月期（実績）	平成26年3月期（見込み）
売上高		7百万円	10百万円
限界利益		2百万円	4百万円

#### アーカイブ事業に係る運転資金について

現在、当社のアーカイブ事業は、長期保存用光ディスク及び専用ドライブ等を販売する「アーカイブ製品の販売」が中心となっておりますが、上記の直近3期のセグメント業績のとおり、事業規模としては比較的小さい状況にあります。そこで当社は、アーカイブ事業を再成長の柱と位置付け、本件により調達した資金を活用し平成26年7月より本格的に注力していくことで、業容の拡大を図っていく所存です。具体的には、売上の中心であった長期保存用光ディスク及び専用ドライブ等を販売する「アーカイブ製品の販売」については、大手電機メーカーとの代理店契約の締結によって売上の大幅な拡大を見込んでおります。また、情報のデジタル化やデータ保存、保管に至るまでの一連の業務を支援する「アーカイブソリューションサービス」については、平成27年3月期は事業ノウハウの蓄積を行い、平成28年3月期には受託業務及びデータ保管の拠点となるアーカイブセンターを整備する予定です。当該アーカイブソリューションサービスを展開する上では、情報の盗難、漏えい、改ざん、消去等を未然に防ぐよう保存・管理される機密性に加え、必要に応じて情報にアクセスする検索性、アクセスした情報を直ちに表示又は出力する見読性が必要となり、これらの要件を満たす施設を、外部倉庫を賃借した上で、必要な設備を自社で導入しアーカイブ施設として保有することは、お客様からの信頼性の向上、ひいてはアーカイブ事業の拡大に繋がるものと考えております。なお、アーカイブセンターは、機密性、保存環境等を考慮した外部倉庫を賃借することを予定しています。

具体的な資金使途としては、平成26年7月より本格的に活動するための運転資金として、平成29年3月までの間、固定的に発生する人件費91百万円、賃借料24百万円、外部委託費15百万円、広告宣伝費7百万円、その他12百万円の固定費の他、平成27年3月期の材料費である光ディスクドライブ43百万円及び光ディスク等19百万円の仕入れ、同じく平成27年3月期の運転資本である売上債権9百万円及び棚卸資産15百万円の増加に伴う運転資金の補填を予定しています。なお、売上動向によって左右される平成27年4月以降の材料費及び運転資本については、自己資金又は金融機関からの借入れによって賄う予定です。また、アーカイブセンターの整備に伴い、平成

28年3月期においてマイクロフィルム設備40百万円、データ閲覧システム40百万円の設備投資を予定しています。

なお、当社は、再成長計画(ReGrowth 2014)において、当該アーカイブ事業における平成29年3月末までの必要資金総額(材料費を含みます。)は約10.2億円を予定しておりますが、当該アーカイブ事業が計画通り展開できれば、かかる事業から生み出されるキャッシュ・フローを材料費等の運転資金に活用することが可能となるため、本件による資金調達額で足りると考えております。

#### アーカイブ事業に係るM&A資金について

当社は、事業展開を加速するため、自社に不足する技術や販路の機能強化を目的とするM&Aや業務提携も行っていく予定です。なお、平成26年3月19日付で公表したプレスリリース「ストレージデバイス事業の事業譲渡についての交渉開始に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、ティアック株式会社(所在地:東京都多摩市落合一丁目47番地、代表者:代表取締役社長 英裕治、コード番号6803 東証第一部、以下「ティアック社」といいます。)との間で、同社が保有するストレージデバイス事業(以下「SD事業」といいます。)を当社に譲渡(以下「本件事業譲渡」といいます。)する交渉を開始することで合意しております。ティアック社が保有するSD事業は、光ディスク(CD、DVD、Blu-ray Disc)の再生や記録を行うドライブ製品の設計・製造委託・カスタマイズ・販売を行う事業であり、現在交渉を進めている本件事業譲渡は、上記の光ディスクドライブの技術ノウハウ及び新たな販路の獲得を狙ったものとなります。

光ディスクを活用したアーカイブには、記録データを長期保存するための高品位な光ディスクと当該ディスク向けに最適化されたファームウェアを搭載したドライブが必要となります。当社は、J I I M Aのアーカイブ委員会光ディスクワーキンググループにおいて基準ディスク( )分野における唯一の委員を務める等、光ディスクの基準ディスクに関するノウハウを有しております。そのため、ティアック社が保有するSD事業の光ディスクドライブ等のハードウェア及びファームウェアに関する技術と当社が有する光ディスクの基準ディスクに関するノウハウとを組み合わせることにより、高品質でより顧客ニーズに適合したアーカイブ製品及びサービスの提供が可能になると考えております。

また、本件事業譲渡におけるSD事業に関わる人員数は20名であり、光ディスクドライブに関する豊富な知識の他に、顧客サポートのノウハウ、また北米を中心とする海外取引のノウハウ及び海外取引先との良好な関係を有していることから、アーカイブ事業の成長を加速させ得るものと期待しております。

本件により調達する資金のうち127百万円は、本件事業譲渡における譲渡代金の支払いに充当する予定です。但し、本件事業譲渡は現在交渉中であり、譲渡代金の額は未確定であります。そのため、資金が不足する場合には、自己資金又は金融機関からの借入れによって補填し、資金が余剰となる場合及び本件事業譲渡が成立しなかった場合は、他のアーカイブ事業に係るM&A案件に充当する予定です。但し、他のアーカイブ事業に係るM&Aが実現しなかった場合には、自社に不足する技術や販路の機能強化を再成長計画(ReGrowth 2014)に則り自前で実現するための投資及び運転資金に充当する予定です。なお、本件事業譲渡は、平成26年5月を目処に交渉中であり、未決定事項については、決定次第速やかに開示いたします。

( ) 光ディスクに関してはコンピューター関連機器やAV機器の国際的互換性を維持するための品質規格が制定されており、基準ディスクは、当該規格の基準に正しく適合しているか判断するために使用されます。具体的には、CD、DVD、Blu-ray Discドライブやプレーヤーの光学性能の測定、駆動部分の動作試験や調整等に使用されます。

#### 自己資金の活用方法について

当社は、平成26年3月31日現在、自己資金として約11.6億円の現預金を保有しております。当該資金は、再成長計画(ReGrowth 2014)において予定している早期希望退職者の募集費用(現預金支出225百万円程度)に活用する他、既存事業の運転資金及び投資資金に活用していく予定です。特に、今後大きな成長を見込んでいる断熱材事業につきましては、中国において業績の変動が大きいこと、国内において築炉領域への進出により運転資本の回転期間が長くなること等を勘案し、運転資金として6億円程度を保有しておく必要があると考えております。また、断熱材事業において、築炉企業や炉修企業、断熱材メーカー等を対象としたM&Aや資本業務提携を視野に入れており、自己資金の残金については、当該投資資金として活用していくことを予定しております。

今後の再成長計画の柱と位置付けているアーカイブ事業への投資は、回収期間が比較的長期かつ不確定であり、当該投資資金の全額を自己資金又は借入れに依存するよりは、株主の皆様からの支援を得た成長資金を活用して事業を展開し、その果実を株主の皆様とともに得て企業価値を向上させていきたいと考えております。

## 第2【売出要項】



該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 本件の目的等

#### (1) 本件の目的

当社は、上述したとおり、再成長計画(ReGrowth 2014)を策定しております。再成長計画(ReGrowth 2014)では、( )事業ポートフォリオを見直し、今後の成長が見込まれる断熱材事業、アーカイブ事業への積極投資による売上拡大の実現、( )全社固定費構造のスリム化による安定的な収益性の確保、( )本件による財務基盤の確保、長期的な成長が期待できる領域への投資を再成長の柱と位置付けております。

当社は、再成長計画(ReGrowth 2014)において、新規事業についてはアーカイブ事業に集中することとしました。当社は、テストメディア事業等のディスク事業を創業以来の基幹事業として展開することで光ディスクに関連する技術と経験を蓄積してまいりました。光ディスクに関しては、記録データを長期保存するための媒体として再評価されるとともに、増え続けるデジタル化された情報をハードディスクで保管するためには稼働電力を確保するため電力供給が増加する等の経済面・環境面からも課題があり、光ディスクによる記録データの長期保存への見直しが進んでいます。このような状況下において、当社は、J I I M Aのアーカイブ委員会光ディスクワーキンググループにおいて基準ディスク分野における唯一の委員を務める等、アーカイブ分野に積極的に関与するとともに、技術・経験の蓄積を背景に、アーカイブ分野の市場創生をビジネスチャンスと捉えて事業を推進していく所存です。かかる事業は、大手電機メーカー等との提携を軸として、今後需要が高まるアーカイブ分野で長期保存用ドライブと長期保存用ディスクの供給を起点に、データ保管関連のサービス領域へと事業展開の拡大を図ることを計画しております。また、このアーカイブ事業の展開を加速するため、当社に不足する技術や販路の機能強化を目的とするM & Aや業務提携等も進めていく予定です。その一環として、ティアック社との間で、本件事業譲渡に関する交渉を開始することで合意しております。本件は、アーカイブ事業への投資(本件事業譲渡を含みます。)に必要な資金の調達を目的としております。なお、具体的な資金の使途等につきましては、上記「第1 募集要項」の「2 新規発行による手取金の使途」をご参照ください。

#### (2) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達方法の決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本資金調達方法と他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本資金調達方法は、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とする事業用資金を調達できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。

なお、以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

#### その他の資金調達方法の検討について

##### A. 金融機関からの借入れ

当社は、金融機関に対し常日頃より当社グループの業績・財務状況について適宜ご説明しており、当社グループの現状についてご理解いただくとともに、引き続き良好な関係を維持しておりますが、本件につきましては、資金調達の目的が今後の再成長の柱と位置付けている新規事業のアーカイブ事業への投資であるため、投下資本の回収期間が比較的長期かつ不確定であることから、現時点においては、基本的に短期間での返済かつ投下資本の回収時期と借入返済時期を一定程度一致させることが要求される金融機関からの借入れではなく、資本市場からの調達が望ましいと考えております。

一方で、本件による資金調達の金額次第では、不足するアーカイブ事業への投資資金の一部を金融機関からの借入れで賄う必要があると考えておりますが、上述したとおり、金融機関との関係は引き続き良好であることから、アーカイブ事業への投資資金の一部であれば金融機関からの長期性の借入れで調達することは可能であると考えております。

## B. 公募増資

公募増資は当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性があるため、当該資金調達方法についても検討を行いました。現在の当社の株式流動性(平成25年12月31日現在の発行済株式総数5,225,000株に対し、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日を基準とした、東京証券取引所における当社普通株式の1日当たり出来高は直近1ヶ月平均16,700株、直近3ヶ月平均139,500株、直近6ヶ月平均87,700株)や時価総額(本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日の東京証券取引所における当社普通株式終値171円に発行済株式数5,225,000株を乗じて算出した893百万円)を理由とした、引受証券会社が負うリスクや当該引受証券会社が求める収益性の観点から、増資を引受ける証券会社を見つけることが困難であること等を鑑みますと、現時点においては、資金調達方法の候補からは除外せざるを得ないと判断しております。

## C. 第三者割当増資

第三者割当増資は、( )割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、( )本件において調達を予定する資金の額(詳細は、上記「2 新規発行による手取金の使途」をご参照ください。)及び当社の時価総額(本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日の東京証券取引所における当社普通株式終値171円に発行済株式数5,225,000株を乗じて算出した893百万円)に鑑みると、当社株式の希薄化率は約59%となり、既存株主の皆様の株式価値希薄化の影響が懸念されることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

## D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の皆様が利益及び株式価値の希薄化による影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当ては、既存株主の皆様が保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、既存株主の皆様が付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない既存株主の皆様にとっては、株式価値の希薄化を回避する選択肢が更に限定的であり、上記同様に、望ましい方法ではないと考えております。

## E. ライツ・オフアリング(コミットメント型)

コミットメント型ライツ・オフアリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オフアリングのスキームの一形態)は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるという利点があります。当社は、いわゆるライツ・オフアリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オフアリングの実現可能性について協議を行い、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。上述の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性や時価総額等を鑑みると、その実施は相当に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

本資金調達方法(ライツ・オファリング(ノンコミットメント型))のメリット及びデメリット

上記「(1)本件の目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オファリング(ノンコミットメント型)の特長に鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するに当たって最良の方法であると考えております。

(メリット)

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てるといことがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様にご理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、既存株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場等で売却することが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当増資」に記載のとおり、第三者割当増資による資金調達においては、既存株主の皆様にご与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業をご支援いただける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場等を通じて本新株予約権を取得し、それを行使することで株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場等でお取引できる機会が増加するものと考えております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達方法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場等を通じて取得した株主様若しくは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点、株主の皆様につきましては、本有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(URL:<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)並びに本日付で公表いたしました「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するお知らせ」及び「ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A)」(URL:[http://www.almedio.co.jp/ir\\_ro](http://www.almedio.co.jp/ir_ro))等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただきたく存じます。

B. 新株予約権の売却の不確実性

本資金調達方法においては、全株主を対象として、その保有株式数に応じて平等に新株予約権の割り当てを行うという特性から、新株予約権の行使価額は、その目的となる株式の市場価格と比して、大きくディスカウントされることが通例となっております。このため、本資金調達方法を実施した場合、希薄化の影響により株価が下落するリスクがあります。かかる株価の下落による株式価値の希薄化については、一般的に、新たに全株主に対して割り当てられることとなる新株予約権の行使又は売却によって、その全部又は一部を補えるという整理がなされておりますが、本新株予約権の売却に際しては、流動性の不足や株式市場の影響等の様々な要因によって望ましい価格での売却が必ずしも実現できないリスクがあります。但し、当社といたしましては、資金調達額を必要最低限の額に止め、かつ、新株予約権の行使価額の株価に対するディスカウント率を可能な限り抑えることによって、新株予約権の価格変動に関するリスクを低減させることが可能であると判断しております。また、当社は、当社の株価が本新株予約権の市場価格と行使価額の合計額より大きいときは、市場で本新株予約権を購入し

て行使することにより裁定取引が可能となることから新たな投資家の参入もあり、当社の株式流動性が変化することが期待できると考えております。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対するライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、既存株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

## 2. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記「第1 募集要項」の「2 新規発行による手取金の使途」に記載したとおり、今後の再成長の柱と位置付けているアーカイブ事業への投資使途に充当することを予定しております。新規事業であるアーカイブ事業は、上述したとおり、創業以来の基幹事業であるディスク事業で培った光ディスク関連技術やブランド力等を活用できる事業であり、大手電機メーカー製の長期保存用ドライブと長期保存用ディスクの供給を起点に、データ保管関連の受託サービスの領域へと事業展開の拡大を図り、今後の成長基盤を確立することによって収益性を高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。従いまして、かかる資金使途は合理的であり、本件は株主の皆様への利益に資するものと考えております。

なお、当該アーカイブ事業は、本件により調達した資金のアーカイブ事業への投資によって業容の拡大を図り、平成27年3月期に黒字化を見込み、平成29年3月期までに当該投下資本を回収できる予定です。

## 3. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額の決定に際しては、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、株式価値の希薄化による影響、新株予約権の売却の不確実性、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性(株主の皆様へ本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。)の観点から検討いたしました。その結果、割当数は、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額は、1株当たり110円(本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値(171円)の64.3%)に決定いたしました。

また、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は178円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は178円及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は182円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額110円は各々当該平均値の61.8%、61.8%、60.4%の水準となります。

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額は、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、株式価値の希薄化による影響、新株予約権の売却の不確実性、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、本件により調達した資金を基に再成長計画(ReGrowth 2014)を着実に遂行し今後の成長基盤を確立することによって企業価値上昇の恩恵を既存株主の皆様にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

#### 4．潜在株式による希薄化情報等

本日時点における当社の発行済株式数は5,225,000株であり、そのうち自己株式数は455,370株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は4,769,630株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は91.3%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成26年5月13日（火）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成26年6月5日（木）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が保有する普通株式に係る株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、当該株式価値について希薄化が生じる可能性があり、また、市場等で本新株予約権の売却を行わなかった場合、当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

##### 発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成26年4月30日現在）

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	5,225,000株	100.0%
現時点における潜在株式数	453,000株	8.7%
現時点における自己株式数	455,370株	8.7%
本新株予約権に係る潜在株式数（見込み数）	4,769,630株	91.3%

本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

#### 5．上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向について

当社の上位株主でもある代表取締役社長高橋靖氏及び同代表取締役副社長飯沼芳夫氏の本新株予約権の権利行使等の予定については、同氏らから、本新株予約権無償割当てにより同氏らが保有することとなる本新株予約権の大部分を行使する意向がある旨の説明を受けております。しかしながら、かかる行使に要する資金の調達方法及びその調達額については現時点で未確定であることから、今後当社にて確認ができ次第、速やかに開示いたします。

#### 6．定時株主総会に係る基準日後株主への議決権付与の有無について

当社は、本新株予約権の行使により発行される新株式に対し、平成26年6月25日開催予定の第34期定時株主総会に係る議決権を付与いたしません。

従いまして、当該定時株主総会に係る基準日後に本新株予約権の行使により新株式を取得した株主様は、当該定時株主総会において当該新株式に係る議決権を行使することはできませんので、ご注意ください。

#### 7．上場廃止基準の抵触の可能性について

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、（ ）平成26年4月1日から本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日までの月間平均時価総額が9.3億円（ 1 ）、（ ）本新株予約権の発行決議日前営業日の時価総額が8.9億円（ 2 ）であり、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの当社普通株式の終値の月間平均株価及び平成26年4月30日の当社普通株式の終値の双方が191円を超えない場合は、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）（ 3 ）となる予定です。また、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）となった場合には、平成27年1月末日（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面（以下「事業計画改善書」といいます。）を平成26年7月末日までに東京証券取引所に提出しない場合にあつては、平成26年7月末日）までに、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上にならないときは、上場廃止になります。

仮に、誠に遺憾ながら、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）となった場合であっても、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する提出期限である平成26年7月末日までに、事業計画改善書を提出する意向であることから、当該事業計画改善書が提出され、かつ、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成27年1月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となれば、上場廃止の猶予期間からの解除がなされることとなります。

当社は、本日付「固定資産の減損損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、平成26年3月期の通期連結営業損益は281百万円の損失、同当期純損益は1,400百万円の損失を予想しており、その結果、3期連続の営業損失及び当期純損失を計上する見込みです。当社普通株式の現在の株価水準は、純資産額(平成25年12月31日時点の1株当たり純資産額約706円)を大きく下回っている状況にあります。当社は、現在の株価水準は近年の業績結果を強く反映したものと理解しており、業績を回復させること、さらには業績拡大への確かな道筋を示していくことが何よりも必要であると認識しております。当社は、これまでも、「ディスク事業の収益回復と業務の多様化による収益確保」を基本方針に経営再建計画(ALM2013)を策定し、業績回復を図ってまいりましたが、光ディスク事業の市場環境の変化が想定よりも早く進んだこと等から実現には至っておりません。なお、光ディスク事業の市場環境は、年々縮小傾向で推移してきましたが、スマートフォンやタブレット端末の台頭により、音楽映像分野における生産枚数が平成16年の302百万枚から平成25年には189百万枚と10年間で40%も減少しました。また、当社においても、クリエイティブメディア事業のセグメント売上が平成17年3月期の1,697百万円から平成25年3月期には1,004百万円と40%の大幅減収となっており、平成26年3月期も減収の見込みです。このことから、コンシューマー分野における光ディスクが有するコンテンツ媒体としての役割は急激に低下する傾向にあると判断しております。そこで、前期までは当社役員のみで事業計画を策定してまいりましたが、経営環境の分析や抜本的な計画の見直し等が従来路線の延長線上だけに止まらないようにするため、今期は事業計画の策定に際し当社と利害関係のない第三者にアドバイザーとして参画していただき、当該アドバイザーからの視点も含め、事業の選択や人件費を中心とする固定費の削減等、痛みを伴う構造改革を含んだ実現性の高い再成長計画(ReGrowth 2014)を策定し、かかる計画に基づき早期に業績回復の実績を示すことで、株価の回復を図っている所存です。

- ( 1 ) 対象期間の日々の東京証券取引所における当社普通株式終値に、その日の上場株式数(自己株式を含みます。)を乗じて得た額の平均です。
- ( 2 ) 本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日の東京証券取引所における当社普通株式終値171円に発行済株式数5,225,000株を乗じて得た額です。
- ( 3 ) 東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第4号aでは、時価総額が10億円未満である場合において、9ヶ月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3ヶ月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3ヶ月)以内に10億円以上とならないときは、上場廃止となる旨規定されております。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出日（平成25年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年4月30日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成25年6月27日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成25年6月25日開催の当社第33期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません

第2号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業の多角化と新規事業分野への転換に備え、現行定款第2条（目的）に「熱処理装置の開発、製造、販売」及び「炭素材の開発、製造、販売」を追加する。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として飯沼芳夫、井野博之、大山勝美、高橋靖の各氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として関清美、藤井篤の各氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として古川武志氏を選任する。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人としてアーク監査法人を選任する。

第7号議案 当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

当該基本方針の継続と特別委員として藤井篤氏、上野誠氏、筒井元一氏を選任することについての承認。



## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	20,880個	232個	0個	79.19%	可決
第2号議案	20,864個	248個	0個	79.13%	可決
第3号議案					
飯沼 芳夫	19,051個	2,061個	0個	72.25%	可決
井野 博之	20,235個	877個	0個	76.74%	可決
大山 勝美	20,228個	884個	0個	76.72%	可決
高橋 靖	20,252個	860個	0個	76.81%	可決
第4号議案					
関 清美	20,323個	789個	0個	77.08%	可決
藤井 篤	20,301個	811個	0個	76.99%	可決
第5号議案	20,215個	897個	0個	76.67%	可決
第6号議案	20,683個	429個	0個	78.44%	可決
第7号議案	19,081個	2,031個	0個	72.36%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案、第6号議案及び第7号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成25年11月18日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年11月14日開催の取締役会において、代表取締役の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 新たに代表取締役となる者

当該異動に係る代表取締役の氏名、職名及び生年月日

氏名 高橋 靖

新職名 代表取締役常務

旧職名 常務取締役

生年月日 昭和42年5月15日

当該異動の年月日

平成25年11月15日 就任

当該代表取締役の所有株式数

142,200株

(注) 所有株式数は提出日現在におけるものであります。

新たに代表取締役になる者の主要略歴

平成6年3月 当社入社

平成13年4月 当社企画部事業企画課長

平成17年10月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司出向

平成17年10月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事・総経理

平成23年6月 当社取締役断熱材事業担当

平成25年6月 当社常務取締役

平成25年8月 阿爾賽(蘇州)無機材料有限公司董事長・総経理

平成25年11月 当社常務取締役 断熱材事業部長

（平成26年4月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年4月30日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、平成26年3月期第4四半期（平成26年1月1日～平成26年3月31日）において、当社が保有する以下の固定資産について、現在の当社事業の市場環境及び今後の見通しを踏まえ、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上する見込みです。なお、回収可能価額は将来キャッシュ・フローを前提に評価しておりましたが、今般の当社の業績、当社事業の市場環境及び今後の見通しを鑑みると、当初の前提としていた見積もりを見直すことが妥当であるとの判断に至り、減損処理を実施することとしました。

主たる場所	用途	資産の種類	減損損失額
東京都東村山市	本社	土地・建物等	1,058百万円
東京都羽村市	事業所	土地・建物等	

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

平成26年3月期の連結財務諸表及び個別財務諸表において、固定資産の減損損失1,058百万円を特別損失に計上する予定であります。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更及び追加すべき事由は、以下のとおりです。なお、「事業等のリスク」について追加すべき事由のみを記載してあります。

また、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

（事業等のリスク）

(11) 上場廃止基準の抵触の可能性について

当社普通株式は、平成26年4月30日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、（ ）平成26年4月1日から本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日までの月間平均時価総額が9.3億円（ 1 ）、（ ）本新株予約権の発行決議日前営業日の時価総額が8.9億円（ 2 ）であり、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの当社普通株式の終値の月間平均株価及び平成26年4月30日の当社普通株式の終値の双方が191円を超えない場合は、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）（ 3 ）となる予定です。また、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）となった場合には、平成27年1月末日（事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面（以下「事業計画改善書」といいます。）を平成26年7月末日までに東京証券取引所に提出しない場合にあつては、平成26年7月末日）までに、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上にならないときは、上場廃止になりません。

仮に、誠に遺憾ながら、平成26年5月1日から上場廃止に係る猶予期間入り（時価総額基準）となった場合であっても、当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する提出期限である平成26年7月末日までに、事業計画改善書を提出する意向であることから、当該事業計画改善書が提出され、かつ、東京証券取引所によって事業計画改善書の内容が相当であると認められた上で、平成27年1月末日までに毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となれば、上場廃止の猶予期間からの解除がなされることとなります。

当社は、平成26年4月30日付「固定資産の減損損失の計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、平成26年3月期の通期連結営業損益は281百万円の損失、同当期純損益は1,400百万円の損失を予想

しており、その結果、3期連続の営業損失及び当期純損失を計上する見込みです。当社普通株式の現在の株価水準は、純資産額(平成25年12月31日時点の1株当たり純資産額約706円)を大きく下回っている状況にあります。当社は、現在の株価水準は近年の業績結果を強く反映したものと理解しており、業績を回復させること、さらには業績拡大への確かな道筋を示していくことが何よりも必要であると認識しております。当社は、これまでも、「ディスク事業の収益回復と業務の多様化による収益確保」を基本方針に経営再建計画(ALM2013)を策定し、業績回復を図ってまいりましたが、光ディスク事業の市場環境の変化が想定よりも早く進んだこと等から実現には至っておりません。なお、光ディスク事業の市場環境は、年々縮小傾向で推移してきましたが、スマートフォンやタブレット端末の台頭により、音楽映像分野における生産枚数が平成16年の302百万枚から平成25年には189百万枚と10年間で40%も減少しました。また、当社においても、クリエイティブメディア事業のセグメント売上が平成17年3月期の1,697百万円から平成25年3月期には1,004百万円と40%の大幅減収となっており、平成26年3月期も減収の見込みです。このことから、コンシューマー分野における光ディスクが有するコンテンツ媒体としての役割は急激に低下する傾向にあると判断しております。そこで、前期までは当社役職員のみで事業計画を策定してまいりましたが、経営環境の分析や抜本的な計画の見直し等が従来路線の延長線上だけに止まらないようにするため、今期は事業計画の策定に際し当社と利害関係のない第三者にアドバイザーとして参画していただき、当該アドバイザーからの視点も含め、事業の選択や人件費を中心とする固定費の削減等、痛みを伴う構造改革を含んだ実現性の高い再成長計画(ReGrowth 2014)を策定し、かかる計画に基づき早期に業績回復の実績を示すことで、株価の回復を図っている所存です。

- ( 1 ) 対象期間の日々の東京証券取引所における当社普通株式終値に、その日の上場株式数(自己株式を含みます。)を乗じて得た額の平均です。
- ( 2 ) 本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年4月28日の東京証券取引所における当社普通株式終値171円に発行済株式数5,225,000株を乗じて得た額です。
- ( 3 ) 東京証券取引所の有価証券上場規程第601条第1項第4号aでは、時価総額が10億円未満である場合において、9ヶ月(事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を3ヶ月以内に東京証券取引所に提出しない場合にあつては、3ヶ月)以内に10億円以上とならないときは、上場廃止となる旨規定されております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第33期	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第34期第3四半期	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月14日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、当社は、平成26年5月15日頃を目途に、平成26年3月期の決算短信の公表を予定しております。また、平成26年6月26日頃を目途に、以下の書類について関東財務局長への提出を予定しております。

有価証券報告書	第34期	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月26日頃 関東財務局長に提出予定
---------	------	-----------------------------	----------------------------

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月14日

株式会社アルメディオ  
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昭 彦 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 島 田 剛 維 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルメディオの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### その他の事項

会社の平成25年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成25年2月14日付で無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成25年6月25日付で無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月25日

株式会社アルメディオ

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦 生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 喬

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルメディオの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。



#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルメディオの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アルメディオが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月25日

株式会社アルメディオ

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 箕 悦 生

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 木 村 喬

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルメディオの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオの平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。